社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画)

1 目 的

職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定する。

2 計画期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

3 委員会の設置

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事担当者等を構成員とした別紙の行動計画策定推進委員会を設置する。

4 内容

【目標1】妊娠中及び出産後における配慮

対 策

- ・特別休暇及び年次有給休暇の取得を推進する。
- ・母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等を推進するため制度について周知徹底を図る。

【目標2】子どもの出生時における男性の休暇の取得の促進

対 策

- ・男性が育児休業を取得しやすい環境を整備し、出産予定の申し出があった 従業員に対しては育休制度を個別に説明する。
- ・子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について 周知する。
- ・子どもの育児に関する休暇を取得しやすくするために、職場の理解と雰囲 気づくりを行う。

【目標3】育児休業等を取得しやすい環境の整備等

対 策

- ・職員に育児休業に関する制度等について知らせ(個別の周知)、取得の意 向を確認するための面談等の措置(取得意向の確認)を行う。
- ・円滑な育休等の取得及び育休後の職場復帰を支援できるよう職場環境づく りに努める。
- ・部内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困 難な時は、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員を確保する。

【目標4】超過勤務の縮減

対策

・職員の超過勤務を縮減するため、上限の目安(1か月又は年間)を設定し、 職員への意識啓発を図る。

- ・定例、恒常的業務に係る事務処理をマニュアル化する。
- •「ノー残業デー」を毎週水曜日とし、管理職員が職員に定時退社を呼びかけ、職員が退社しやすい環境づくりを推進する。
- ※ノー残業デーが業務の関係で実施できない職員は、別日に指定するなどの 調整を行う。

【目標5】休暇の取得の促進

対策

- ・職員が年次休暇取得目標の日数を設定し、その確実な実行を図る。
- ・管理職は、部下の年次休暇の取得状況を把握し、計画的な取得を促す。
- ・安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、定例、恒常的業務に係る事 務処理をマニュアル化する。
- ・各職員の年次有給休暇取得日数(令和6年3月末時点)が、令和8年度末 までの間に、段階的に前年度取得日数を上回るよう推進する。

【目標6】その他の次世代育成支援対策に関する事項

対策

・社会福祉センターが、子どもや子育で中の親をはじめ全ての人にとって使いやすく、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備の充実を目指す。併せて、福祉サービス等の相談を希望する親子が気軽に来所し手続きができるように、一緒に来た子どもには必要に応じて玩具等を準備するなど配慮し、社会福祉センターの利用を推進する。